

# Breeze Cycle メンバースカード 概要

## ①自転車盗難補償（3年間）

ご購入の自転車が、購入日より3年以内に盗難に遭った場合は、お買い上げと同価格の自転車をお渡しします。（オプション品含まず）

### <お客様ご負担額>

上記補償実施の際には、お客様に下記のとおりご負担いただきます。

**【電動自転車以外の自転車】**  
1年目・・・税込本体価格の20%  
2～3年目・・・税込本体価格の40%

**【電動自転車】**  
1～3年目・・・税込本体価格の0%（充電器含む）

※電動自転車の盗難補償にはご購入時と同数の鍵が必要です。（鍵のかけ忘れ等による盗難は補償対象外となります）1つでも鍵を紛失している場合は盗難補償いたしかねますのでご注意ください。

### <盗難が発生した場合>

自転車が盗難された場合には、直ちに最寄りの警察署もしくは交番に“盗難届”を提出してください。

Breeze Cycleメンバースカード有効期間終了後の届出は無効となりますので、必ず有効期間内に盗難届を提出してください。

盗難補償手続き後、盗難自転車の所有権は当社に移転することとなります。盗難車が発見された場合は、ただちに購入店へご連絡ください。

※新しくお渡しする自転車と、盗難自転車との金額に差額が生じる場合は、その差額をご負担いただきます。（モデルチェンジによる差額発生も含む。）

※新しくお渡しする自転車の価格が、盗難自転車の価格を下回った場合でも、差額分の返金はいたしません。

※電動自転車以外の自転車をご購入の場合は、新しくお渡しする自転車も電動自転車以外の自転車に限ります。また、電動自転車をご購入の場合は、新しくお渡しする自転車も電動自転車に限ります。

### <盗難に遭われた場合のお手続き>

①警察もしくは交番に盗難届を提出してください。【必要な物】・印鑑（認印）・防犯登録カード

②警察署に盗難届受理番号を聞いてください。受理番号は盗難届を提出してから約4～6日後に届け出を提出した警察署（交番に提出した場合は所轄の警察署）へお問い合わせください。

③受理番号がわかりましたら店舗へご来店ください。【必要な物】・印鑑（認印）・防犯登録カード・Breeze Cycleメンバースカード・盗難届受理番号・Breeze Cycleメンバースカード入会申込書（お客様控）・自転車の鍵（電動自転車の場合のみ）※電動自転車購入時と同数の鍵が必要です

※警察への盗難届提出日がBreeze Cycleメンバースカード有効期限を過ぎた場合、盗難補償が受けられませんのでご注意ください。

※防犯登録カードを紛失された場合は、警察へお問い合わせください。

※盗難補償実施後は「修理工賃10%割引・部品用品購入10%割引」のみ引き続き有効ですが「自転車盗難補償・TSマーク・防犯登録」は無効となります。

※盗難補償でお渡しした自転車（2回目のBreeze Cycleメンバースカード入会）が盗難に遭い、新車をお渡しする際には、3回目のBreeze Cycleメンバースカードへの再入会はできません。

### <補償のできない場合>

加入者の故意・重大な過失・置き忘れ・紛失・公権力の行使・地震・風水害・詐欺・横領に起因する場合。

自転車本体の構成部品（サドル・車輪等）・オプション部品・用品等の盗難の場合。事故等による自転車本体の全損の場合。日本国外で盗難に遭った場合。

・警察への盗難届提出日が、Breeze Cycleメンバースカード入会日より3年を過ぎている場合。

・警察へ盗難届を提出してから、盗難補償で新車をお渡しするまでの間に、盗難された自転車が発見された場合。（発見された自転車が損傷しており、当社で算出する修理代金が免責額を超える場合は、盗難補償が受けられます。）

・他の保険を利用して自転車（代替車）を受け取られた場合。